

第2次名護市環境基本計画（素案）に関する意見に対する市の考え方

意見募集期間： 令和8年1月16日（金）～令和8年2月16日（月）

閲覧方法・公表： 名護市役所1階ロビー

名護市役所各支所（羽地支所、屋部支所、久志支所、屋我地支所）

名護市一般廃棄物処理施設

名護市ホームページ

No.	ご意見	ご意見に対する市の考え方
1	<p>燃えるゴミの選別については現在の無分別ではなく、プラスチック、靴などの厚ゴム、自転車などのチューブ、大形バケツ、<input checked="" type="checkbox"/>、幼児のおもちゃなど2mm以上ゴミはダイオキシンが発生しませんか？また機械の摩耗ありませんか？分別すべきでは</p>	<p>ダイオキシン類は、250℃～400℃でゴミを燃やした場合に発生しやすく、それ以下の200℃では発生しにくいといわれております。逆に850℃以上の高温では分解して無害になる一方、このガスが冷えて250℃～400℃で再び発生（再合成）する特性があります。</p> <p>以上の特性を基に国における廃棄物処理施設のダイオキシン類対策基準が定められており、それに基づき、適正に処理を施してダイオキシン類の発生を抑制しております。</p> <p>また機械類の摩耗につきましてはプラスチック類を処理することで特別に摩耗がしやすいという状況は確認されておらず、現在のごみ分別方法に移行してから特段問題はなく施設の管理運営がされているところです。</p> <p>いただいたご意見につきましては、社会情勢などを見つつ、参考にさせていただきます。</p>